

芦屋市の公共建築物における木材利用の促進に関する方針

平成25年12月24日

第1 趣旨

この方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第9条第1項の規定に基づき、兵庫県が定めた兵庫県公共建築物木材利用方針に即して、芦屋市における木質化等を促進するため、「芦屋市の公共建築物における木材利用の促進に関する方針」（以下「本方針」という。）を下記のとおり定める。

第2 公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木材の利用の促進の意義と効果

木材が生産される場である森林は自然環境の保全や地球温暖化の防止等において重要な役割を担っているが、それらの機能が持続的に発揮されるためには、森林の適正な整備及び保全が図られることが重要である。しかしながら、戦後植林された人工林資源が利用可能な段階を迎えつつある一方、これら資源の利用は低調であり、木材価格も低迷していること等から、林業活動は停滞し、森林の有する機能の低下が懸念される状況となっている。

また、木材は、優れた断熱性や調湿性、衝撃を緩和する効果、温かみ等を有した資材であり、木材を建築物に用いることは、人に優しく温かみのある快適な空間を形成することにつながると考えられる。

以上のような点から、市の公共建築物の整備において木材の利用を促進することは、市民に健康的で温もりのある快適な空間を提供することや、森林の有する機能を持続的に発揮させることへの効果が期待されるものである。

2 市が整備する公共建築物における木材利用の促進

市は、市が行う公共建築物の整備において、建築物の用途やコスト、法令の制限や機能性等の制約、木材の利用による付加価値や効果等を考慮のうえ、総合的に判断して、兵庫県産木材も含めた木材の利用を図るものとする。

3 市以外の者が整備する公共建築物における木材利用の促進

市以外の者が整備する公共建築物については、特に子どもたちや高齢者が主に利用する教育施設及び福祉施設を整備する事業者を中心に、木材の利用について協力を呼びかけ、連携を図るものとする。

第3 市が整備する公共建築物における木材利用の目標

市が整備する公共建築物においては、以下のとおり木材の利用を促進するものとする。なお、利用の促進及び検討に当たっては本方針第2を踏まえるものとする。

1 木材の利用に当たっては、その付加価値や効果等が特に高いと考えられる、内装の木質化を中心に促進するものとする。

- 2 内装の木質化に当たっては、子どもたちが主に利用する学校の教室や、幼稚園及び保育所の保育室、高齢者が主に利用する福祉施設のうち利用者が集う集会室等を中心に促進するものとする。また、その他の施設については、ホールやエントランス等、多人数が利用し、木質化による効果が高いと考えられる部分を1箇所以上選定して、内装の木質化を図る。
- 3 木質化を図る部材については、床、腰壁、内部建具等を中心に検討するものとする。また、多くの市民が木材の持つ優れた特性や木材利用の意義を知ることができるよう、木材利用のPR及び普及に努めるものとする。
- 4 本方針により利用する木材製品のうち、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に規定する特定調達品目に該当するものは、原則として、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示された「判断の基準」を満たすものとする。

第4 その他市の公共建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項

公共建築物の木材利用を推進するためには、市域にとどまらない広域的な視点にたった木材の効率的かつ安定的な供給体制の整備や、木造施設の整備状況など木造化・木質化に関する情報共有が必要なことから、兵庫県・他市町との連携を図りながら木材利用の促進を図るものとする。

附 則

この方針は、平成25年12月24日から施行する。